浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条　この告示は、再生可能エネルギーに係る設備を導入する者に対し、その導入に要する費用の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの積極的な利用の促進を図り、もって地球温暖化防止対策を推進することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助対象設備）

第2条　補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる設備とする。

⑴　住宅用太陽光発電設備

⑵　蓄電池設備

⑶　太陽熱利用設備

⑷　木質バイオマス熱利用設備

⑸　畜産バイオマス利活用設備

（補助対象者等）

第3条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助対象設備の要件、補助金の額等は、別表に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第4条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、次の各号に掲げる補助対象設備の区分に応じ、当該各号に定める日までに市長に提出しなければならない。

⑴　住宅用太陽光発電設備、蓄電池設備、太陽熱利用設備及び木質バイオマス熱利用設備　当該設備の設置工事の着手前（当該設備が備え付けられた家屋（以下「設備付き家屋」という。）を購入する場合にあっては、当該建物の引渡前）14日

⑵　畜産バイオマス利活用設備　当該設備の設置工事の着手日又は当該

　設備の設置に係る調査研究の着手日のいずれか早い日前14日

2 　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　事業計画書

⑵　設備の位置図及び設置図面

⑶　事業着手前の現況写真（設備付き家屋を購入する場合を除く。）

⑷　設備の仕様書（カタログ等、出力、容量等がわかるもの）

⑸　その他市長が必要と認める書類

3 　第1項に規定する申請は、1補助対象設備につき、1年度当たり1回に限りすることができる。

（交付決定）

第5条　市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第6条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、浜田市再生可能エネルギー設備導入支援補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 　前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第7条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　事業報告書

⑵　事業完了後の現況写真

⑶　工事請負契約書等（設備付き家屋を購入する場合にあっては売買契約書）の写し

⑷　領収書の写し

⑸　電力会社との電力受給契約書の写し（住宅用太陽光発電設備に限る。）

⑹　その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第8条　市長は、前条の実績報告を受けたときは、当該実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第9条　補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（返還等）

第10条　補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定したときは、速やかに市長に報告し、必要に応じて当該仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条　補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、あらかじめ浜田市再生可能エネルギー設備導入補助事業により取得した財産の処分に関する承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条　市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（協力）

第13条　市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象設備の設置効果等に係る調査の協力を求めることができる。

（その他）

第14条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1 　この告示は、令和4年4月１日から施行する。

　　　附　則

　　この告示は、令和5年4月1日から施行する。

　　　附　則

　　この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 　この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第13条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助対象者 | 補助対象設備の要件 | 補助金額等 |
| 1 　住宅用太陽光発電設備 | 次の各号のいずれかに該当する者。ただし、市税を滞納している者を除く。⑴　市内に住所を有する者（第3条に規定する交付申請をする日に市外に住所を有する者であって、第7条に規定する実績報告をする日までに市内に住所を有する見込みがある者を含む。以下同じ。）であって、自らが所有し、及び自らの居住の用に供する家屋（単身赴任等の事由により一時的に市外に居住する場合において、その者と生計を一にする家族が居住する家屋又は店舗若しくは事務所等を併用する家屋を含む。以下同じ。）又は当該家屋の敷地内に新たに設備を設置する者。⑵　市内に自らが居住するために、建売住宅供給者等から設備付き家屋を購入する者 | ⑴　低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、次の数値のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであること。ア　太陽電池の公称最大出力（補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）イ　パワーコンディショナーの定格出力（補助対象設備を構成するパワーコンディショナーの定格出力の合計値）⑵　電力会社と電力受給契約を締結するものであること。⑶　市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主（以下「市内事業者」という。）により設置工事を施工すること、又は市内事業者から設備付き家屋を購入すること。⑷　未使用品であること。 | 太陽電池の最大出力（単位はkW表示とし、小数点第2位以下を切り捨てる。）に3万円を乗じて得た額（限度額12万円） |
| 2 　蓄電池設備 | 次の各号のいずれかに該当する者。ただし、市税を滞納している者を除く。⑴　市内に住所を有する者であって、自らが所有し、及び自らの居住の用に供する家屋に新たに設備を設置する者。⑵　市内に自らが居住するために、建売住宅供給者等から設備付き家屋を購入する者 | ⑴　前項各号に規定する要件を満たした住宅用太陽光発電設備を同時に設置すること、又は同項第1号及び第2号に規定する要件を満たした住宅用太陽光発電設備を既に設置していること。⑵　据置型で、蓄電容量が1kWh以上のリチウムイオン蓄電池部及び変換装置を備えており、太陽光発電により発電した電力を繰り返し蓄え、当該太陽光発電設備が設置される住宅において必要に応じて消費されるものであること。⑶　市内事業者により設置工事を施工すること、又は市内事業者から設備付き家屋を購入すること。⑷　未使用品であること。 | 補助対象設備の設置に要する費用以内の額（限度額10万円） |
| 3 　太陽熱利用設備 | 次の各号のいずれかに該当する者。ただし、市税を滞納している者を除く。⑴　市内に住所を有する者であって、自らが所有し、及び自らの居住の用に供する家屋に新たに設備を設置する者⑵　市内に自らが居住するために、建売住宅供給者等から設備付き家屋を購入する者⑶　市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体又は個人であって、自らが所有し、及び自らの事業の用に供する店舗、事務所、倉庫又は工場等に新たに設備を設置する者 | ⑴　太陽熱を給湯又は冷暖房に利用する設備であること。⑵　集熱器と貯湯部分が分離したソーラーシステムであること。（集熱器と貯湯部分が一体となった太陽熱温水器を除く。）⑶　市内事業者により設置工事を施工すること、又は市内事業者から設備付き家屋を購入すること。⑷　未使用品であること。 | 補助対象設備の設置に要する費用の1/3以内の額（限度額20万円） |
| 4 　木質バイオマス熱利用設備 | 市内に住所を有する者であって、自らが所有し、及び自らの居住の用に供する家屋に新たに設備を設置する者。ただし、市税を滞納している者を除く。 | ⑴　薪又はペレットを燃料として使用するストーブであること。⑵　薪ストーブにおいては、二次燃焼構造等排煙を減少させる構造であること。⑶　市内事業者(環境省が策定する「木質バイオマスストーブ環境ガイドライン」を遵守するものに限る。以下この項において同じ。)により設置工事を施工すること、又は市内事業者から設備付き家屋を購入すること。⑷　未使用品であること。 | 補助対象設備の設置に要する費用の1／2以内の額（限度額30万円） |
| 5畜 | 市内に事務所又は事業所を有する法人。ただし、 | 家畜排せつ物等の農業生産活動により発生する生物由 | 補助対象設備の設置に |
| 産バイオマス利活用設備 | 市税を滞納している者を除く。 | 来の有機性資源を活用し、かつ、臭気対策を施した畜産バイオマス利活用設備の導入であること、又はその導入のための調査研究費用であること。 | 要する費用及び当該設置に係る調査研究に要する費用の1/2以内の額（限度額80万円） |

備考　補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。